

# 山北町分別収集計画

## 1 計画策定の意義

現在の経済社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式から、環境への負担をできる限り低減する資源循環型社会への転換を図るため、様々な施策が講じられているが必ずしも定着されたものとは考えがたい。

ごみの発生や排出を極力抑え、それでも排出されたものはすべて再利用・資源化し、最終処分量を限りなくゼロに近づける社会システムを構築し、生産から消費に至るあらゆる段階において、住民・事業者・行政が主体的に役割と責任を果たし、これからもごみ減量活動を推進していくことが重要である。

本計画は、このような中「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）」第8条の規定に基づき、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物の分別収集を実施することにより、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため具体的な推進方策を明らかにし、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 住民・事業者・行政が三位一体となり、本町の恵まれた自然や財産を次世代へ残すため、環境への負荷を配慮し住みやすい地域社会の実現を目指す。
- (2) ごみの発生を極力抑え、排出抑制、再使用、再生利用を基本とした、最終処分量を限りなくゼロに近づける社会づくりを目指す。
- (3) ごみ減量・再資源化運動を積極的に推進する地域や人づくりを目指す。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物 (t)	6 2 3 t	6 1 0 t	5 9 8 t	5 8 6 t	5 7 5 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、町民、事業者、行政のみならず再生処理業者等それぞれの立場で役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、神奈川県レジ袋削減実行委員会が実施する事業への協力を推進し、廃棄物のみならずCO<sub>2</sub>排出の抑制にも寄与する。

### ○環境教育の充実

幼保、小・中学校を対象に環境出前教室や副読本等を活用した環境教育、ごみ処理施設の見学などを通して、若年層からの環境保全意識の向上を図るとともに、町民を対象とした環境講座や講演会等を開催し、広く環境教育の普及啓発を行う。

### ○3Rスリーアールの推進

ごみ排出量やリサイクル率の動向について情報提供し、住民に認識を高めてもらうと同時に、ごみの排出抑制、再使用、再生利用の意義や効果について、広報誌等を通じて広く周知し、さらには町民カレンダーを活用し、ごみの適切な排出方法に関する啓蒙活動を積極的に進める。

また、再資源化施設等の情報収集を行い周知し、ごみとする前にそれらの施設に持込むことにより再資源化の推進を図り、排出量の抑制に寄与する。

### ○商工業との連携

神奈川県レジ袋削減実行委員会をはじめ地元商工会や事業所等と連携し、レジ袋や過剰包装の抑制、マイバックの持参等を推進することにより、町全体でごみの減量化を図る。





### ○資源回収団体奨励制度の推進

自治会、PTA、子ども会等が行う資源回収活動により、助成対象資源ごみを再資源化させ排出量の抑制に寄与したことに対する助成金を交付するとともに、再資源化業者に対しても助成金を交付し、ごみの減量・再資源化を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備稼働状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、山北町が有する処理施設等を勘案し、且つ社会情勢を考慮した上で収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装物の種類	収集に係わる分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類（不燃ごみ）
主として ガラス製 の容器	ビン類（無色、茶色、その他別）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	牛乳パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装 
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器 であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル 
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装 
	トレイ・発泡スチロール 

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	21t		21t		20t		20t		19t	
主としてアルミ製の容器	16t		16t		16t		15t		15t	
無色のガラス製容器	(合計) 22t		(合計) 22t		(合計) 21t		(合計) 21t		(合計) 20t	
	(引渡) 0t	(独自) 22t	(引渡) 0t	(独自) 22t	(引渡) 0t	(独自) 21t	(引渡) 0t	(独自) 21t	(引渡) 0t	(独自) 20t
茶色のガラス製容器	(合計) 28t		(合計) 27t		(合計) 27t		(合計) 26t		(合計) 25t	
	(引渡) 0t	(独自) 28t	(引渡) 0t	(独自) 27t	(引渡) 0t	(独自) 27t	(引渡) 0t	(独自) 26t	(引渡) 0t	(独自) 25t
その他のガラス製容器	(合計) 6t		(合計) 6t		(合計) 5t		(合計) 5t		(合計) 5t	
	(引渡) 0t	(独自) 6t	(引渡) 0t	(独自) 6t	(引渡) 0t	(独自) 5t	(引渡) 0t	(独自) 5t	(引渡) 0t	(独自) 5t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2t		2t		2t		2t		2t	
主としてダンボール製の容器	94t		92t		90t		88t		86t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t	
	(引渡) 0t	(独自) 1t	(引渡) 0t	(独自) 1t	(引渡) 0t	(独自) 1t	(引渡) 0t	(独自) 1t	(引渡) 0t	(独自) 1t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 33t		(合計) 32t		(合計) 31t		(合計) 30t		(合計) 30t	
	(引渡) 33t	(独自) 0t	(引渡) 32t	(独自) 0t	(引渡) 31t	(独自) 0t	(引渡) 30t	(独自) 0t	(引渡) 30t	(独自) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 66t		(合計) 65t		(合計) 63t		(合計) 62t		(合計) 60t	
	(引渡) 66t	(独自) 0t	(引渡) 65t	(独自) 0t	(引渡) 63t	(独自) 0t	(引渡) 62t	(独自) 0t	(引渡) 60t	(独自) 0t
(うち白色トレー)	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自) 6t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みは、基本的に次の計算式により算出し、直近の動向を勘案し補正計算した上で算定する。

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込み
--

//

直近年度を含む特定分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、予想人口については過去5年間の平均増減変動率 $\Delta 2.00\%$ を勘案し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
9,535人 (対前年度比) $\Delta 2.00\%$	9,344人 (対前年度比) $\Delta 2.00\%$	9,157人 (対前年度比) $\Delta 2.00\%$	8,974人 (対前年度比) $\Delta 2.00\%$	8,795人 (対前年度比) $\Delta 2.00\%$

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は下記の体制で行うこととする。また、缶類については現在不燃ごみとして混合回収しているため、分別収集基準一部改正の必要性を検討していく。

また、資源回収団体による助成対象資源ごみ（古新聞、古雑誌、段ボール、古着、アルミ、ビン類）の分別収集は、引き続きこれらの団体が資源回収を継続することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類（不燃ごみ）	町による委託回収 （2回/月）	一部事務組合 （足柄西部清掃組合）
	アルミ製容器			
瓶	無色のガラス製容器	ビン類	町による委託回収 （2回/月）	町による委託 （民間中間処理業者）
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙	飲料用紙製容器	牛乳パック	町による委託回収 （2回/月）	町による委託 （民間中間処理業者）
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による委託回収 （1回/週）	町による委託 （民間中間処理業者）
	（白色発泡スチロール製食品トレイ）	—		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装 トレイ・発泡スチロール		

### 1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設整備計画の予定はないが、収集の手法としては次に示すとおりである。既存の一部事務組合で選別・圧縮・保管している缶類については、分別収集基準の一部改正検討事項と合わせてその処理方法についても検討する必要がある。

また、委託により中間処理する業務について、機能性・経済性ともに継続の必要性等を調査・検討する。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
スチール製容器	缶類（不燃ごみ）	町指定袋	パッカー車 （委託）	足柄西部清掃組合
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ビン類	プラスチック製 コンテナ	トラック車 （委託）	民間中間処理業者
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	牛乳パック	梱包・袋詰め	パッカー車 トラック車 （委託）	
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	専用回収ネット	パッカー車 トラック車 （委託）	
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック製 容器包装 トレー・発泡ス チロール			

### 1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

分別収集に必要な集積場所や収集容器について、自治会や町民の負担軽減が図れるよう今後も支援協力するとともに、排出抑制となる資源回収団体奨励事業等を継続しながら、各種助成金のあり方等の調査・研究を進め、より効率的に3Rを促進させる必要がある。

また、民意を反映させ容器包装廃棄物の分別収集を円滑に推進していくため、廃棄物減量等推進審議会はもとより環境推進協議会等とも連携し、推進体制を整備強化する。

毎年、分別収集計画記載事項の実績を記録・確認し、3年後の計画改訂時には、事後評価を行うこととする。